

ID: 155

担当部署: 商工観光課

処分の概要	使用料の返還承認		
例規名 根拠条項	柴田町コミュニティプラザ条例 第5条第3項ただし書		
例規番号	平成10年条例第26号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第5条及び柴田町コミュニティプラザ規則第9条の規定による。</p> <p>(使用料)</p> <p>第5条 使用者は、別表第1号に定める使用料を使用しようとする日前3日までに納入しなければならない。別表第2号に定める暖房等使用料の額は、使用后速やかに実費を納入しなければならない。</p> <p>2 使用料は、町長の発行する納入通知書により納入しなければならない。</p> <p>3 既に納入した使用料は返還しない。ただし、町長が特別な理由があると認めたときは、使用料の全部又は一部を返還することができる。</p> <p>(使用料の返還)</p> <p>第9条 条例第5条第3項ただし書の規定により、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる割合に応じて、使用料を返還するものとする。</p> <p>(1) 使用者が自己の責めによらない理由で使用できなかったとき。 全額</p> <p>(2) 使用者が使用開始前7日までに使用の取消しを申し出たとき。 全額</p> <p>(3) 使用者が使用開始前6日から前日の正午までに使用の取消しを申し出たとき。 5割</p> <p>2 前項の規定に基づき、使用料の返還を受けようとする者は、コミュニティプラザ使用料返還申請書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日